

ひろしま労働

2004・5

MAY

No. 357



～ 県立3大学 インターンシップ実習風景 ～



「賃金労務事情調査」のデータ集計作業



「障害者雇用優良事業所事例集」
作成のため、事業所へ訪問取材

【写真：平成15年8月 広島県商工労働部雇用労働総室】

広島県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」
でもインターンシップ制度をご紹介します！

<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>



あびくん

主 要 内 容

- 平成16年度広島県商工労働施策の概要 2～3
- インターンシップ制度のご案内 4
- トライアル雇用制度のご紹介／巡回雇用労働相談会 5
- 労働相談コーナー 6～7
- 中小企業特別委託事業対象企業の募集 8
- 次世代育成支援について／中小企業等総合相談会のご案内／RCSの募集... 9
- 雇用労働情報コーナーのご案内 10
- 広島県の主要労働経済指標 11
- 平成16年度広島県勤労青少年の日記念フォーラム／在宅ワーク支援事業／連続休暇取得促進について... 12

編集発行 広島県商工労働部雇用労働総室勤労者福祉室

平成16年度 広島県商工労働施策の概要 (労働関係重点施策)

平成16年度の商工労働部施策は、次の3本の柱を中心に展開します

- ① 新たな産業づくり
 - ・ バイオ、福祉、環境等の成長分野における新たな産業の創出・集積を促進。
 - ・ 成長段階に応じたベンチャー企業への支援を行い、新事業の創出と第二創業を促進。 など
- ② 本県経済を支える産業の持続的発展
 - ・ 自動車関連部品サプライヤーの次世代型技術開発に対し支援。
 - ・ 広島TLOを中心とした知的財産の活用支援により高付加価値化を促進。 など
- ③ 雇用労働環境の整備
 - ・ 若年者への就業支援の強化や中高年者の求職活動を支援。
 - ・ 多様な職業訓練の実施など、雇用のミスマッチの解消をめざした就業環境の整備と能力開発を支援。 など

このうち、労働関係の重点事業は次のとおりです。

1 緊急雇用創出基金の活用

緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るため、引き続き、県及び市町村が地域の実情に応じて、創意工夫に基づいた事業を実施する。

2 雇用労働情報提供・相談機能の充実

(1) ワンストップ雇用労働情報提供システムの運用

求職者、学生、労働者、事業主向けの雇用労働に関する幅広い情報を一元的に提供するサイト「わーくわくネットひろしま」によって、最新の情報をインターネットと携帯電話で、きめ細かく迅速に提供する。

(2) 雇用・労働相談の実施

県民の雇用・労働問題やキャリア形成に関する情報提供や相談等のニーズに応え、就業支援や雇用不安を解消するため、県内3地域の「雇用労働情報コーナー」に専門の相談員等を配置し対応する。また、コーナーを設置しない地域において、巡回雇用・労働相談会を実施する。

3 若年者の就業支援

若年失業者・学卒無業者やフリーターの増加傾向からの転換を図るため、国の「若者自立・挑戦プラン」に呼応し、若年者に対してワンストップで就業支援に関する情報やサービスを提供する「広島県若者就業サポートセンター」を設置し、教育機関、経済団体、国等との連携の下に効果的な事業展開を図る。 《平成16年6月開設、民間団体へ委託して実施》

◇ 設置場所 広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル5F

※広島学生職業センター（厚生労働省広島労働局が同ビル5Fに設置運営）及びヤングジョブスポット（雇用・能力開発機構広島センターが同ビル3Fに設置運営）と併設

◇ 事業内容

○ 総合インフォメーション機能

・ 若年者への就業支援に関する総合的な情報発信
・ 広島学生職業センター（職業相談、職業紹介）、ヤングジョブスポット（意識啓発、キャリア形成支援）等との連携

○ インターンシップ、職場見学等のコーディネート、能力開発等の相談・支援

○ 出前就職支援セミナーの実施

・ 高等学校の要望に応じ、学校等に出向いての自己理解や面接対策等の就職支援セミナーを実施（年間20回程度）

○ 若年者地域連携事業の実施（国の委託事業）

・ ジュニア・インターンシップ等の受入企業開拓、職場見学会、企業合同説明会 等

4 中高年求職者の就業支援

雇用環境が依然として厳しい中高年求職者に対し、「求職活動ノウハウ」と「相談・カウンセリング」の両方を併せ持つセミナーを実施することにより、早期就職につなげる。

- ・期間等 1回当たり3週間〔16年6月～17年2月に実施（概ね2か月に1回）〕
- ・定員 8クラス 合計240人

5 男女がともに働きやすい職場環境づくり

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の普及啓発等を行い、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進する。

(1) 各種法制度の普及啓発の実施

- ・男女雇用機会均等セミナーの開催（広島市、福山市）
- ・仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催（広島市、福山市）

(2) ポジティブ・アクションの推進

- ・働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーの開催（広島市、呉市、福山市）
- 《対象》事業主から推薦された女性中堅労働者 等 《内容》職場のリーダーに必要な能力養成講座 等
- ※ポジティブ・アクション（男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的かつ具体的な取組）

6 多様な能力開発機会の確保・創出

高等技術専門校等の施設内における職業訓練に加え、若年未就職者・離転職者を対象とした各種専修学校や大学等への委託訓練、身体障害者・知的障害者等を対象とした企業やNPO法人等への委託訓練など、民間の人材育成ノウハウを活用し、多様な職業能力開発機会の確保・創出を図る。

(1) 施設内訓練事業（・定員 40科目 1,165人）

高等技術専門校や広島障害者職業能力開発校で実施する求人ニーズに基づく訓練期間が6ヶ月から2年の職業訓練 等

(2) 在職者訓練事業（・定員 36講座 665人）

高等技術専門校で実施する訓練期間が12時間以上の在職者の職業能力向上を図るための職業訓練 等

(3) 緊急未就職者訓練事業（・定員 38コース 780人）

民間等の人材育成ノウハウを活用した訓練期間が3～6ヶ月の機動的な職業訓練 等

(4) 障害者就職支援事業（・定員 科目数未定 100人）

早期に再就職を目指す障害者に実施する民間の人材育成ノウハウを活用した職業訓練 等

7 ひろしまマイスター推進事業

県内で卓越した技能者の中で特に優れた者を「ひろしまマイスター」と認定し、その活動の場を広げるとともに、ものづくり基盤技能の継承・発展及び技能尊重気運の醸成を図る。

(1) ひろしまマイスターの募集・認定

機械・金属系製造業等の職種について、ひろしまマイスター候補者を募集し、ひろしまマイスター選定委員会の審査を経て知事が認定する。（認定時期：7月の予定）

(2) ひろしまマイスターの活動

ひろしまマイスターの優れた技能や指導力を活用して、公共職業能力開発施設における技能向上訓練等を実施するほか、技能関係団体が教育委員会と連携して実施する技能尊重気運醸成事業に対して経費等の支援を行う。

(3) NPOとの連携強化

ひろしまマイスターの活用等を通じて、技能尊重気運の醸成等に取り組む技能関係団体との連携を強化する。

インターンシップ制度を利用してみませんか！

ー広島県経営者協会インターンシップのご案内ー

インターンシップとは…

大学生等の学生が在学中に、就業体験をすることによって社会や企業の実情を知り、仕事や職業に対する興味や関心を高めることを目的とした教育をいいます。よって、労働力として活用するアルバイトとは明確に区分されます。

広島県経営者協会では、職業観・就労意識の高い人材を育てることを目的に、学生と企業間のインターンシップの橋渡しをしています。

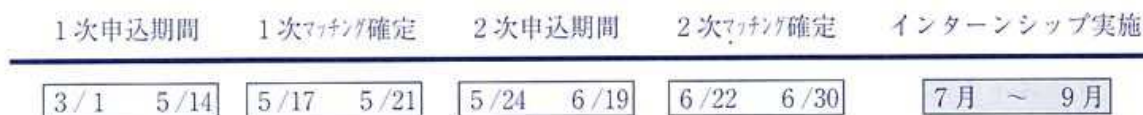
メリットは…

- ◎ 企業姿勢をアピールできます！
自社の魅力を社会にアピールする機会となり、広く社会に開かれた企業姿勢は優秀な人材の確保に結びつきます。
- ◎ 就職におけるミスマッチを解消できます！
インターンシップが学生の職業観や勤労観の醸成につながり、就職活動時の適切な職業選択が期待できるため、社会全体としてミスマッチによる離職を削減することができます。
- ◎ 職場活性化と若手社員の育成・成長につながります！
学生の感性や視点を活用することで、職場の活性化が期待できるとともに、学生を指導する若手社員の育成・成長に結びつきます。
- ◎ 産学の連携強化が期待できます！
大学等と企業間の理解が深まることで交流機会が生まれ、多分野で産学連携の協力関係を築く可能性が広がります。

申込・利用方法は…

● 申込方法

- 1 窓口にお電話ください。登録申込用紙を送付します。
- 2 届いた登録申込用紙に記入いただき、広島県経営者協会へご提出ください。
- 3 広島県経営者協会から企業エントリーシート（受け入れプラン）用紙（3枚）を配布します。
- 4 企業エントリーシート（募集プラン）を提出いただきますと、おって広島県経営者協会から貴社のID・パスワードを発行します。
- 5 <http://www.internship.tv> のハイパーキャンパスシステムから貴社のID・パスワードを入力すればサイトの利用ができます（ご利用開始は企業エントリーシートをご送付いただいた5営業日後からとなります）。



● ご利用方法

ハイパーキャンパスシステムを利用すれば、学校の推薦を経た参加希望学生のエントリー状況や学校情報が検索・閲覧でき、受け入れたい学生を選定できます。あるいは、学生からの申込を受け付けて、受入学生を選考することもできます。

問い合わせ窓口は…

広島県経営者協会インターンシップ事務局 担当：香川
(広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル4F)
TEL082-212-0180 FAX082-212-0038 E-mail: inship@dear.ne.jp

人を雇いたいけど、適性や能力が心配という事業主の方へ

トライアル雇用制度のご紹介

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等で就職が困難な人を、公共職業安定所の紹介により試行的に短期間雇用する場合に、試行雇用奨励金が支給されます。

【対象労働者】

- 再就職の実現が困難な
45歳以上65歳未満の中高齢者
- 30歳未満の若年者
- 障害者
- 母子家庭の母

など

【試行期間】

原則3か月

【受給額】

月額50,000円／1人

【問合せ先】

最寄の公共職業安定所

※ 詳細については、公共職業安定所にお問い合わせください。

巡回雇用労働相談会のお知らせ

仕事を探している人、職場のトラブルで悩んでいる人からの雇用、労働、能力開発などに関する相談に、弁護士や社会保険労務士、国や県の関係機関が応じます。

相談料は、無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆時間・場所

	実施年月日	実施時間	実施場所
竹原地域	平成16年5月19日(水)	13時～18時	竹原市民館
三原地域	平成16年5月25日(火)	13時～18時	三原能力開発支援センター
東広島地域	平成16年6月8日(火)	13時～18時	東広島市中央公民館
庄原地域	平成16年6月9日(水)	10時～15時	庄原中央公民館
尾道地域	平成16年6月22日(火)	13時～18時	尾道市公会堂別館
呉地域	平成16年6月28日(月)	13時～18時	つばき会館
大竹地域	平成16年7月9日(金)	13時～18時	大竹市立図書館
府中地域	平成16年7月26日(月)	13時～18時	府中市文化センター

問い合わせ先 広島県商工労働部労政管理室 電話082-513-3411



労働相談

《労働災害を受けた場合に、使用者に
損害賠償を請求することはできるか》

【質問】

先日、勤務先の工場内で同僚の運転ミスによりフォークリフトにひかれ負傷してしまいました。労災保険も支給され、更に会社からは独自の災害補償規定によって弔慰金が出ているのですが、それでも額が十分とは思えません。会社に対して損害賠償を請求したいのですが、可能でしょうか。

【回答】

使用者は、労働者の生命・身体等を危険から保護するように配慮すべき安全配慮義務を負っています。

安全配慮義務の不履行によって発生した事故によって被害を受けた労働者は、その損害の賠償を請求することができます。

損害賠償請求の考え方

労災保険は、業務災害・通勤災害に対して迅速かつ公正な保護を行うことを目的としているため、事案ごとの個々の事情を考慮した上で給付額に差を設けるということはしていません。従って、労災保険の給付、あるいは、企業が独自に定めている「上積み補償」の額をもってしても、実際に発生した損害を補填できない場合があります。また、慰謝料などは、そもそも労災保険の対象とはされていません。従って、損害賠償を請求する余地がある場合

があるということです。

不法行為による損害賠償

民法の不法行為の規定（第709条）によって使用者側に損害賠償を請求することもできますが、ただ、これだと、使用者に故意・過失があったために災害が発生した点を労働者側が立証しなければならず、労働者側にとって大きな負担となります。また、時効の点でも違いがあります（不法行為による場合は3年（民法第724条）、債務不履行による場合は10年（民法第167条）など）。

安全配慮義務

そこで、債務不履行を根拠として損害賠償を請求することが模索されるようになりました。この点、最高裁は、「雇傭契約は、労働者の労務提供と使用者の報酬支払をその基本内容とする双務有償契約であるが、……使用者は、右の報酬支払義務にとどまらず、労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているものと解するのが相当である。」と判示し、雇用契約の当事者として信義則上負う義務としての安全配



慮義務が使用者にあることを認めました（自衛隊八戸車両整備工場損害賠償事件・昭50.2.25, 川義損害賠償事件・昭59.4.10など）。

過失相殺等による減額

使用者が損害賠償金を支払う場合、労災保険の支給がなされた額については、損害賠償の価額から控除されます。更に、労働協約や就業規則の規定によって、労災保険給付に加えて会社独自で上積補償がなされる場合は、当該上積額の限度において損害賠償の責任を免れるものと考えられています。

なお、災害の発生につき労働者の側にも過失があった場合は、損害賠償額が減額されます（これを過失相殺といいます）。つまるところ、労働者に支払われる損害賠償は、労働者の過失の割合に応じて過失相殺を行った上で損害額を弾き出し、当該額から労災保険給付や上積補償を差し引いた残額が損害賠償額となります。

民法の規定に基づき使用者側に損害賠償を請求する場合には、使用者の安全配慮義務違反の事実等の立証や、損害賠償額の算定など、なかなか困難な問題があります。会社側と話し合っても、納得のいく金額の提示が得られない場合には、弁護士等に相談することも必

要でしょう。

雇用・労働相談窓口を御利用ください

県では、広島、福山及び三次に雇用・労働相談窓口を設けています。

解雇・転勤・賃金などの労働条件の問題や就職、職業能力の向上等について、無料で相談に応じています。（秘密厳守）

お気軽に御利用ください。

広島：県庁東館3階 雇用労働情報コーナー

電話 082-225-1561

082-225-1562

エソール広島 雇用労働情報コーナー

（土曜日のみ）

電話 082-242-5263

福山：県福山地域事務所第2庁舎1階

雇用労働情報コーナー

電話 084-921-1411

084-921-1412

三次：県備北地域事務所第3庁舎1階

雇用労働情報コーナー

電話 0824-63-5243

また、県内各地から無料で電話相談できるサポートダイヤルも御利用ください。

フリーダイヤル 0120-570-207

**広島県緊急雇用創出基金事業
中小企業特別委託事業対象企業の募集について**

1 概要

県では、国からの交付金を基に造成した基金を活用して、県や市町村が新たに企画した事業を民間企業等へ委託するなど、雇用機会の創出に努めています〔広島県緊急雇用創出基金事業〕。

平成15年度から、新たに中小企業の雇用安定や雇用機会の創出を目的として、一定の要件を満たす企業に対する事業の委託を進めています。(平成16年度終了)

2 中小企業特別委託事業の概要

(1) 委託の対象者

広島県内に事業所を置き、次の要件に該当する企業

ア 常時雇用する労働者の数が50人未満

イ ① 3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ直近の事業年度の売上高等生産指標が平成12年度又は3年前と比較して3分の1以上減少

又は

② 3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ直近の事業年度の売上高等生産指標が平成12年度又は3年前と比較して5分の1以上減少

※生産指標…生産量(額)、販売量(額)等事業活動を示す指標

(2) 実施要件

ア 事業費に占める人件費割合が5割を超えること。

イ 受託事業の実施に当たっては、期間中新たに失業者を雇用し、業務に当たらせること。

当該新規雇用者の人数は、

(1) イが①の場合 … 受託事業の業務に従事する全労働者数の10分の1以上であること。

(1) イが②の場合 … 受託事業の業務に従事する全労働者数の2分の1以上であること。

※緊急雇用創出基金事業として最低限の要件を示すものであり、具体的には実施事業ごとに条件が変わります。

(3) 委託期間

1企業あたり原則として6か月未満(平成15年度に当事業を受注した企業は、1回限りで3か月未満)

(4) 事業費の上限

前年同期の売上高等の2分の1

3 対象企業の募集

委託する具体的な事業は、これから県及び市町村が実情に応じて立案しますが、これに先立って要件に該当する企業を募集しています。

要件に該当し、事業の受注を希望される企業の方は、調査票を県庁雇用対策室へ提出してください。

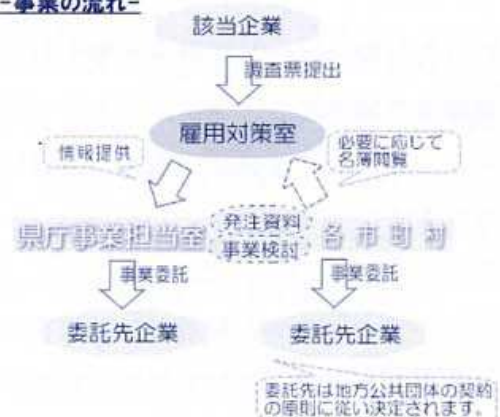
提出期限：随時受付中※

※平成16年度中に委託業務を終了する必要があるため、年度中途において募集を締め切る場合があります。

事業例、提出方法の詳細は、ホームページをご覧ください
 いただくか、直接お問い合わせください。

広島県商工労働部雇用対策室基金事業グループ
 電話 (082) 513・3427 (ダイヤルイン)

-事業の流れ-



ワンストップ雇用労働情報提供システム

Work²-Net わーくわくネットひろしま

<http://www.work2.pref.hiroshima.jp>

緊急雇用創出基金事業の情報は、

緊急雇用創出基金事業のボタンからご覧ください。



「次世代育成支援対策推進法」 関連続報！

～「一般事業主行動計画」の策定・届出様式並びに基準適合一般事業主認定基準が決まりました！～

平成16年3月31日、「次世代育成支援対策推進センターに関する省令の一部を改正する省令」が公布されました。(平成17年4月1日施行)

これにより、平成17年4月1日以降、301人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出が義務づけられている「一般事業主行動計画」の策定・届出に関する手続きが定められました。

また、優良事業主に認められている厚生労働大臣の認定マークを広告等に使用するための事業主の認定基準が定められています。

事業主の方は、平成17年4月1日以降速やかに広島労働局に届出ができるよう、行動計画の策定にお取り組み下さい。詳細については、広島労働局雇用均等室(担当 大江)までお問い合わせください。(TEL 082-221-9247)

省令については、厚生労働省HPをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>)

中小企業等総合相談会を開催します

会 場	開催日時	開催場所
広島会場	平成16年5月25日(火) 午後1時30分～5時	広島県情報プラザ (広島市中区千田町3-7-47)
福山会場	平成16年5月27日(木) 午後1時30分～5時	福山商工会議所 (福山市西町2-10-1)

相談会の内容は次のとおりです。

○説明会(午後1時30分～3時)

平成16年度県の商工労働関係重点施策、県・市等の各種融資制度、雇用安定に関する各種の助成措置などの説明を行います。

○個別相談会(午後3時15分～5時)

金融相談をはじめ、経営、労務、技術など部門別に、関係機関の職員が個別の相談に応じます。



このコーナーに関するお問い合わせはこちらまで…

広島県商工労働部経営支援室

TEL 082-513-3328 FAX 082-223-2137

E-mail: syokeiei@pref.hiroshima.jp

活力ある職場づくりを応援します！

社内コミュニケーション診断(RCS)のご案内

労務改善を図ろうとする場合、一般に中小企業の経営者は自分の判断(主観)で対策を考え、アクションをとりがちです。しかし、そこに客観的な裏づけがないと独善に陥りがちで、効果が思ったほど上がらなかったり逆に反発を招いたりします。

社内コミュニケーション診断は、産業心理学や統計学を応用したマークシート方式による意識調査です。

わずか39～40問の平易な質問項目から、社員の意識を調べ、会社組織上の問題点を科学的、客観的に把握します。

- ・費用：無 料
- ・対 象：業種を問わず従業員数20～300人程度の事業所
- ・所要時間：30～40分程度
- ☆秘密は厳守します。

〔問い合わせ先〕

広島県商工労働部 勤労者福祉室

TEL 082-513-3419

「わーくわくネットひろしま」は県内3地域に設置している「雇用労働情報コーナー」でもご覧になれます。



雇用労働情報コーナーのご案内

- 県では、県内3地域（広島、福山、備北）に雇用労働情報コーナーを設置し、雇用・労働相談、キャリア・コンサルティングなどを行っています。
- 費用は無料で秘密厳守です。
- 「わーくわくネットひろしま」の「かんたん相談予約」で、お手元のパソコンから空き状況の確認や予約ができます。（◎印）
- お気軽にご利用ください！

	広島地域	福山地域	備北地域
◎雇用相談 ◎労働相談 ◎キャリア・コンサルティング 弁護士相談	月～土曜日	月～金曜日	火～金曜日
電話相談	月2回（要予約） 082-225-1561 082-225-1562 ただし、土曜日はフリーダイヤルのみ	月2回（要予約） 084-921-1411 084-921-1412	月曜日 0824-63-5243
利用時間・場所	月～金曜日 9時～12時 13時～17時 商工労働部労政管理室 （県庁東館3階） 土曜日 10時～12時 13時～16時 エソール広島3階 （広島市中区富士見町11-6）	9時～12時 13時～16時 福山地域事務所 （福山市三吉町1-1-1） 第2庁舎 1階	9時～12時 13時～16時 備北地域事務所 （三次市十日市東4-6-1） 第3庁舎 1階

●フリーダイヤルによる相談受付 0120-570-207（平日9時～17時、土曜日10時～12時・13時～16時）
●巡回雇用・労働相談会も実施しています。場所、日時等はフリーダイヤルでお問い合わせください。

キャリア・コンサルティングをご利用ください！

キャリア・コンサルティングはこのような人にお勧めします。

キャリア・コンサルティングとは？

自己分析を通して自分に適している職業・職種や自分の強みをはっきりさせ、どのような求職活動が有効であるかを、専門家のコンサルタントと一緒に探ることで、早期就職をめざします。（費用は無料で秘密厳守）

対象	求職中の人、在職中の人、これから就職したい人などすべての人。
相談	自己分析（適職診断）、職業・職種の選択、キャリアプラン作成、求職活動等に関する助言。
支援	履歴書づくり、面接トレーニング、求職活動ノウハウに関する助言、キャリアアップのための助言、早期就職に向けた全般的な支援。

中高年者

- 希望する求人がみつからない人。
- 今後の職業人としての方向性に悩んでいる人。
- 在職中だが、これからの職業生活設計（キャリアプランなど）を立てたい人。

若年者

- どの職業や職種に選んでいるかわからない人。
- 自分の希望する職業についての情報をもっと知りたい人。

これから就職したい人

- 職業生活が中断しているため、自分に合う求職活動方法を見つけない人。
- 多様な働き方を視野に入れて、自分らしい働き方を見つけない人。



広島地域（月～金曜日）
県庁東館3階雇用労働情報コーナー



広島地域（土曜日）
※土曜日はエソール広島
エソール広島



福山地域
第2庁舎1階雇用労働情報コーナー



備北地域
第3庁舎1階雇用労働情報コーナー

広島県の主要労働経済指標（対全国比）

項目 年月	求人求職の動き(除学卒・含パートタイム)								物 価 の 動 き			
	有効求職者数 ①		有効求人数 ②		有効求人倍率 ②/①		完全失業率		消費者物価指数12年:100		家計消費支出(勤労者世帯)	
	広島県	全 国	広島県	全 国	広島県	全 国	中国地方	全 国	広島市	全 国	広島市	全 国
	人	千人	人	千人	倍	倍	%	%			千円	千円
14年平均	61,546	2,768	38,621	1,486	0.63	0.54	4.3	5.4	98.5	98.4	368.1	330.7
15年平均	58,843	2,597	44,328	1,670	0.75	0.64	4.3	5.3	98.1	98.1	348.5	325.8
15年12月	48,990	2,224	47,597	1,734	0.94	0.78	(10~12月) 3.8	4.9	97.7	97.9	401.6	383.0
16年1月	50,476	2,324	50,346	1,793	0.96	0.77		5.0	97.6	97.7	327.7	329.6
16年2月	51,643	2,351	52,046	1,882	0.95	0.77		5.0	97.5	97.7	447.7	314.4
資料出所	全国：厚生労働省 広島県：広島労働局								県 生 活 統 計 室			

注1) 有効求人倍率は季節調整値で表記している。

注2) 失業率は、労働力調査(総務省統計局)による。

注3) 消費者物価指数については平成12年平均=100とした数値を掲載している。

区 分		常 用 労 働 者			一 般		パ ー ト	
		実 数	指 数	前年比(%)	実 数	前年比(%)	実 数	前年比(%)
広 島 県	現金給与総額(円) (実 質)	372,708	95.2	△ 0.4	439,486	0.4	99,239	2.1
	定 期 給 与 (〃) (実 質)	296,568	97.6	0.2	345,397	0.9	96,606	3.0
	所定内給与(〃)	269,416	96.2	△ 1.1	312,932	△ 0.4	91,212	1.4
	超 過 給 与 (〃)	27,152	—	15.9	32,465	16.2	5,394	43.6
	特 別 給 与 (〃)	76,140	—	△ 2.6	94,089	△ 1.3	2,633	△23.7
	総実労働時間(時間)	158.2	99.9	0.9	172.5	1.1	99.8	3.3
	所 定 内 (〃)	143.8	98.0	△ 0.2	155.4	△ 0.2	96.4	2.6
	所 定 外 (〃)	14.4	123.9	14.1	17.1	14.8	3.4	25.9
	日 数(日)	19.9	—	※ 0.0	20.3	※ 0.0	18.1	※△ 0.3
	労働者数(人)	530,149	95.4	△ 0.1	425,991	△ 1.3	104,158	5.2
全 国	パート比率(%)	19.65	—	※ 0.98	—	—	—	—
	入 職 率 (〃)	1.73	—	※△0.03	1.25	※ 0.05	3.68	※△0.51
	離 職 率 (〃)	1.66	—	※△0.24	1.24	※△0.15	3.36	※△0.74
	現金給与総額(円) (実 質)	389,664	97.9	0.4	457,982	0.4	100,702	1.1
	定 期 給 与 (〃) (実 質)	307,471	99.6	0.6	357,297	0.5	96,741	1.3
	所定内給与(〃)	282,172	99.4	0.3	326,908	0.1	92,951	0.9
	超 過 給 与 (〃)	25,299	—	4.9	—	—	—	—
	特 別 給 与 (〃)	82,193	—	△ 0.1	100,689	△ 0.2	3,961	△ 1.2
	総実労働時間(時間)	153.8	99.2	0.4	167.0	0.3	98.3	0.7
	所 定 内 (〃)	141.7	98.9	0.0	152.8	△ 0.1	95.0	0.5
国	所 定 外 (〃)	12.1	102.3	5.7	14.2	5.6	3.3	5.1
	日 数(日)	19.6	—	※ 0.0	20.1	※ 0.0	17.3	※ 0.1
	労働者数(人)	24,138千人	95.8	△ 1.3	19,520千人	△ 1.3	4,618千人	△ 1.7
	パート比率(%)	19.13	—	※△0.07	—	—	—	—
国	入 職 率 (〃)	1.87	—	※△0.03	1.40	0.03	3.87	△0.28
	離 職 率 (〃)	1.98	—	※△0.06	1.54	△0.06	3.84	△0.07

毎月勤労統計調査地方調査結果 平成15年平均(30人以上、調査産業計) 資料出所：県経済統計室、厚生労働省

注1) 指数は平成12年=100とした数値を掲載している。

注2) △は減、※は差を示す。

注3) 指数及び前年比は、ギャップ修正前の数値である。(なお、平成16年1月分からギャップ修正後の数値を公表している。)

注4) 実質賃金指数は、名目賃金指数を広島県分は広島市消費者物価指数で、全国分は全国消費者物価指数(いずれも総務省統計局作成)で除したものである。

平成16年度広島県勤労青少年の日記念フォーラム

ここからヘンシン！ 未来へハッシン！！ ～ 仕事と結婚マイライフ ～

勤労青少年福祉法では、7月の第3土曜日を「勤労青少年の日」と定め、各都道府県等は、この日を記念して各種の行事を開催しています。広島県では、青少年を対象に仕事・結婚をテーマにフォーラムや交流会を開催します。多数の方の参加をお待ちしています。

日時 平成16年7月10日(土)～11日(日)(雨天決行)
場所 国立江田島青年の家(安芸郡江田島町津久茂1-1-1)
行事内容
参加対象及び募集人数 中学生を除く15歳から35歳程度の青少年 150人
参加料 1人当たり3,000円(予定)
参加申込方法 県庁勤労者福祉室にて5月下旬から募集要領と申込書を配布します。
申込受付期間 6月3日(木)～6月25日(金)(予定)
問合せ先 広島県商工労働部雇用労働総室勤労者福祉室 電話082-513-3419(ダイヤルイン)

事業主の皆様、仕事引き受けます!!

～広島県委託事業・在宅ワーク支援事業～

就業援助センターでは、広島県の委託を受け、在宅就業を希望する県民を支援するため、在宅ワーク(内職)のあっせんを行っています。
業務内容: パソコンによる在宅ワーク

(文書入力、テープ起こし、ホームページ作成他)

一般作業(編物、手芸、洋裁、軽作業)

このほかの業務についても可能な限り対応しています。まずはご相談ください。

問い合わせ先: (財)広島県女性会議 就業援助センター(電話: 082-242-5261)
広島市中区富士見町11-6 エソール広島2F
開館時間: 10時～16時(毎週水曜、日曜、祝日、年末年始を除く)



今すぐ人がほしい
人を探す時間も
経費もないよ

まもなくやってくるゴールデンウィークには、連続休暇を目指しましょう!

～ いつもは出来ないこと ゴールデンウィークだから出来ること ～

4月

5月



制度を上手に
活用して、
ゆとりある
連休プランを。



連続休暇を取得するために、ぜひ活用していただきたいのが、「年次有給休暇の計画的付与制度」です。この制度は、付与された年次有給休暇の日数のうち、5日を超える部分について、あらかじめ労使協定で付与日を定め、計画的に付与できるようにするものです。今年の協合、例えば土・日・祝日を休みにしている企業では、4/30、5/6、7日の3日間を計画的付与日にすることで11連休が、4/26、27、28、30日の4日間を計画的付与日にすることで12連休が可能です。また、この制度以外にも、各企業の実情に応じて、交替で休暇を取るなど、今年のゴールデンウィークはゆとりある連続休暇を目指しましょう。

ひろしま労働 No.357

平成16年5月1日発行

広島県商工労働部雇用労働総室勤労者福祉室

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-223-6014 FAX 082-222-5521